

松戸市中高層建築物等の建築等に係る紛争の予防及び調整に関する条例の一部を改正する条例

松戸市中高層建築物等の建築等に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成１９年松戸市条例第３３号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(定義) 第２条 （略） ２ この条例における次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) （略） (2) 特定建築物 その全部又は一部を次に掲げる用途に供する建築物をいう。 ア・イ （略） <u>ウ～カ</u> （略） (3)～(10) （略）	(定義) 第２条 （略） ２ この条例における次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) （略） (2) 特定建築物 その全部又は一部を次に掲げる用途に供する建築物をいう。 ア・イ （略） <u>ウ エンバーミング施設（薬剤を使用した遺体の保存及び修復等の作業を行うことを目的とした施設をいう。）又は遺体保管所</u> <u>エ～キ</u> （略） (3)～(10) （略）

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和８年１月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ この条例による改正後の松戸市中高層建築物等の建築等に係る紛争の予防及び調整に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に松戸市における宅地開発事業等に関する条例第１０条の規定による協議の申請、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号。以下「法」という。）第６条第１項（法第８７条第１項において準用する場合を含む。）若しくは法第６条の２第１項（法第８７条第１項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請又は法第１８条第２項の規定に

よる計画の通知（以下これらを「申請等」という。）がなされた中高層建築物等の建築等について適用し、施行日前に申請等がなされた中高層建築物等の建築等については、なお従前の例による。